

○災害対策特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

2 号 番	件 名	提 出 者 (月日)	付 月 日	本 院 へ 提 出	参 議 院 委員会付託 委員会議決	衆 議 院 委員会付託 委員会議決	備 考
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国	災害対策特別委員長 (二、三、二七)	二、 三、二八	二、 三、二八	二、 三、二八	二、 三、二八 (予)	二、 三、三〇 二、 三、三〇	二、 三、二八
の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案							

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(衆第二号)

要旨

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員

長代理、理事高島修君から趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。